

朝倉市地域包括支援センター業務受注者
募集要項（比良松・杷木圏域）

朝倉市介護サービス課

令和7年10月

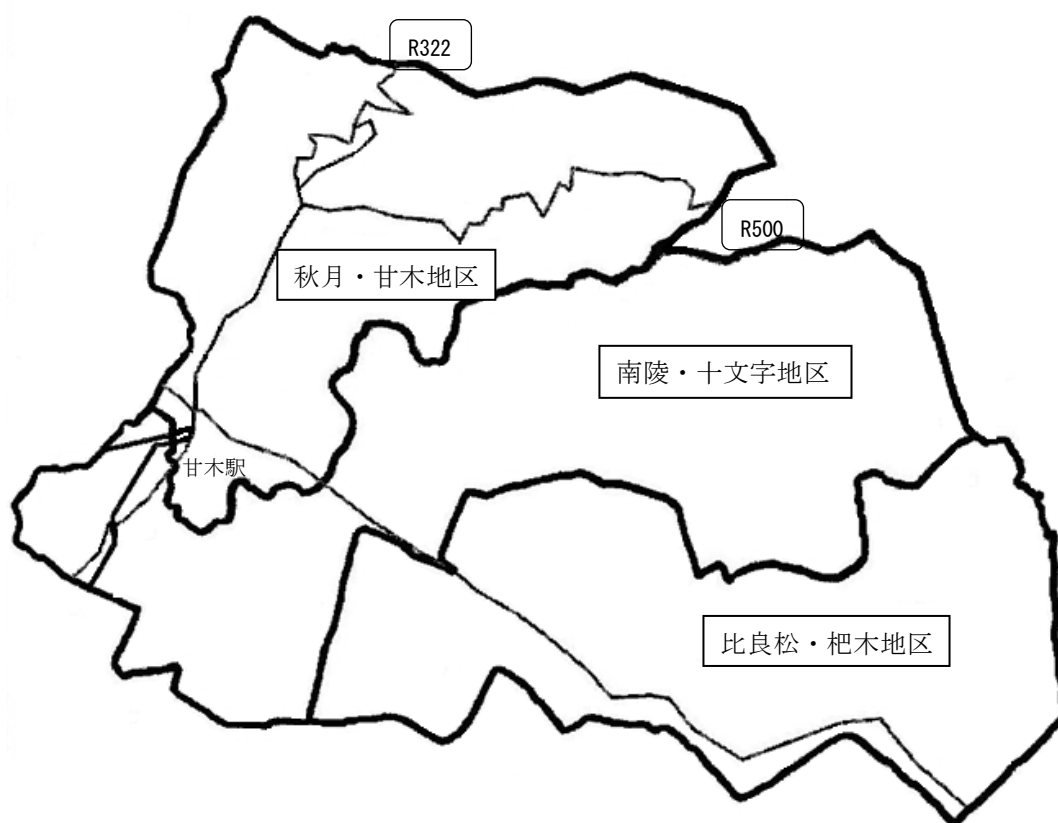
第1章. 公募の趣旨

地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項各号に規定する包括的支援事業等（以下「包括的支援事業」という。）を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている事業所です。

朝倉市では、平成28年4月より、市内を下記の3圏域に分け、3つの地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を設置し、各圏域を担当し、市の地域包括ケアシステムの中核を担っています。

本公募では、運營業務の受託候補者の選定に当たり、その公平・透明性を確保するとともに、より地域の実情に応じた取組と質の高い事業運営ができる受託候補者を募集します。

日常生活圏域地図



第2章. 委託内容等

1. 委託センターの担当区域

本業務を行うセンターの担当区域は、以下のとおりです。

日常生活圏域 (中学校区)	地 区	高齢者人口 (人)		要支援認定者 (人)	
		R7 (※1)	R13 推計 (※2)	R7 (※1)	R13 見込 (※3)
比良松・杷木	朝倉、宮野、大福、松末、杷木、 久喜宮、志波	5,352	5,050	202	211

※1 令和7年4月末現在。

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の高齢者人口推計を令和7年4月末圏域ごと高齢者人口で按分。

※3 「朝倉市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の要支援認定者数推計の令和7年から令和12年の伸び率を令和7年4月末実績に乗じた数。令和7年4月末のケアプラン作成者割合は要支援認定者の69%。

2. 業務の概要

(1) 名称

朝倉市地域包括支援センター業務（比良松・杷木圏域）

(2) 内容等

「朝倉市地域包括支援センター業務委託仕様書」（以下「仕様書という。」）

(3) 履行期間

契約日から令和10年3月31日

なお、地域包括支援センターの開設については、令和8年4月1日からとし、契約日から令和8年3月31日までは準備期間とします。

(4) 契約方法

運営法人との随意契約

第3章. 契約・委託料等

1. 運用財源等

(1) 委託料の額

委託金額は下記表の金額を上限とします。

日常生活圏域 (中学校区)	5年分提案限度価格	各年度提案限度価格
比良松・杷木	42,820,000 円	21,410,000 円

(2) 指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、委託料とは別に受注者の収入としますので、受注者が独自に職員を雇用してください。

(3) 高齢者実態把握

実態把握については別途業務委託を締結するものとします。

(参考：令和7年度の委託料は新規1件2,850円、更新1件1,425円を実績に応じて支払い。)

(4) その他

地域包括支援センターの設置準備にかかる費用については受注者負担とします。

第4章. 選定・応募方法

1. 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により選定を行います。

この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではありません。朝倉市地域包括支援センター運営協議会等の承認を経て、受託候補者と契約に移行します。

第5章. 応募要件

1. 資格

(1) 実績要件

令和7年10月1日現在において、法人格を有し、かつ、以下の何れかの事業所の経営又は自治体からの受託実績があること。

①介護保険法に基づく指定を受け、福岡県内に主たる事務所を運営している又は朝倉市内で1年以上継続して事業所を運営している法人。但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。

②介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人。

(2) 運営要件

①包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。

②受託する圏域内で指定介護予防支援事業所の指定を受けること。

③本業務及び付随する業務の内容を十分に理解し、必要な職種・員数を確保することができること。

(3) その他

法人またはその役員等が申請時に次のいずれかに該当する場合は、申請者となるできません。

①朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）による指名停止を受けている者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札に参加できないこととされている者

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受け

ているものを除く。)

⑤納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者

⑥介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

2. 公募方法

(1)「参加意向表明書」等受付期間

令和7年10月29日(水)午前9時から11月7日(金)午後5時まで

(2)「参加意向表明書」等提出方法

提出先：事務局担当者あてに直接提出又は郵送・FAX・電子メール(朝倉市介護サービス課必着)。

※FAX及び電子メールの送信後は受信確認のため、介護サービス課まで電話にて連絡をしてください。また後日、速やかに参加表明書等の原本を提出してください。

(3)「参加意向表明書」等提出書類

ア 参加意向表明書(様式1)：1部

イ 入札参加資格申請書提出書類：原本1部及び副本7部

①令和7年度・令和8年度「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(物品及び役務の提供)」を提出していない場合

①法人概要書(様式2)

②誓約書及び照会承諾書(様式3)

③印鑑証明書又は印鑑登録証明書

④使用印鑑届兼委任状(様式4)

⑤営業経歴書(様式5)

※過去2年間に国、県、市町村、その他官公庁と契約を結んだ事業があれば記入してください。

⑥財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(原本証明)

⑦商業登記簿謄本又は商業登記の登記事項証明書(3ヶ月以内のもの)
(法務局発行)

⑧役員等調書(様式6)

⑨営業所一覧表(様式7：自社様式でも可)※法人で行う全事業所を記載。

⑩滞納の無い証明書(原本)

ア 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税(税務署発行)

イ 法人県民税(県税事務所発行)※該当者のみ、直近2年分

ウ 法人市民税(市税務課発行)

⑪法人の定款又は寄付行為等：写し(原本証明)

⑫質問書(様式8)

①令和7年度・令和8年度「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(物品及び役務の提供)」に登録がある場合は、様式2及び様式4を提出してください。その他、登録時に提出しているものについては提出不要とします。

(4) プロポーザル企画書受付期間

令和7年10月29日(水) 午前9時から11月20日(木) 午後5時まで

※事前に「参加意向表明書(様式1)」の提出が必要

(5) プロポーザル企画書提出方法

提出先: 事務局担当者あてに直接提出または郵送(朝倉市介護サービス課必着)

提出部数: 希望圏域ごとに原本1部及び副本(カラー可) 7部

提出書類: プロポーザル企画書一式

- ・様式9: 誓約書
- ・様式10: 法人実績(最新のもの)
- ・様式11: 地域包括支援センター運営に関する事項(人員確保)
- ・様式12: 地域包括支援センター運営に関する事項(基本理念)
- ・様式13: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(収支計画)
- ・様式14: 地域包括支援センター運営準備に関する事項(開設日程)
- ・様式15: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(事業予定地)
- ・様式16: 事務所平面図
- ・様式17: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(基本方針1)
- ・様式18: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(基本方針2)
- ・様式19: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(情報管理)
- ・様式20: 地域包括支援センター運営提案に関する事項(リスク管理)
- ・様式21: 見積書: 法人代表者印を押印したもの

提案額は仕様書「10 業務内容」(1)～(5)、(7)の業務に係る額とし、その額については、第3章. 1. 運用財源等(1)委託料の額に記載している表の金額を上限とします。内訳は、3職種別人件費、事務諸経費等と明記してください。

(6) (3) 及び(5)の提出書類について留意点

- ・提出書類は、A4縦型フラットファイルに左閉じとします。
- ・提出書類には様式毎にインデックス等を貼ること、ファイル背表紙並びに表紙に提出書類名、提出者、正本、副本等を記載してください。
- ・文字は10.5ポイント以上とします。
- ・提出書類一式をCD-ROMに保存し正本、副本等と共に提出してください。
- ・提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ・提出された書類は、選考に関する目的以外には使用しません。また他の業者への提供も行いません。ただし、朝倉市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できること(地域包括支援センター運営協議会資料等を想定)とします。
- ・提出後の書類の追加・変更は認めません。ただし市が審査に必要と認めた場合は追加で資料の提出を求めることがあります。
- ・各様式は特に指定がない場合は、令和7年10月1日現在で記入してください。

3. 質問方法

- (1) 仕様書等に関する質問は、介護サービス課へ様式8質問書を電子メールにて受け付けます。
※送信時件名の頭に、「朝倉市地域包括プロポーザル質問」を付けてください。またメール送信後は受信確認のため、介護サービス課まで電話にて連絡をしてください。

介護サービス課 電話 0946-22-1116

E-mail : kaigo-sien@city.asakura.lg.jp

- (2) 受付期間

令和7年10月29日（水）から11月7日（金）午後5時までです。

- (3) 回答方法

質問に関する回答は、令和7年11月10日（月）午後5時までに、全ての参加者に対して電子メールにて送信するとともに、朝倉市ホームページに掲載します。

4. プロポーザル審査（ヒアリング）の実施

提出された企画書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員が評価を行います。

- (1) 実施日

令和7年11月27日（木）予定

※詳細は後日連絡します。

- (2) 出席者

1 応募者3名以内とします。

コンサルタント等、法人の職員ではない専門家等の参加は認めません。

- (3) 実施時間

1 応募者60分以内とします。

（応募書類の説明30分以内、質疑応答20分程度、その他セッティング及び撤去時間等は実施時間の60分に含みます。）圏域ごとに順次個別に行い、順番は企画書の受付順とします。

- (4) 設営

会場は、長机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターのみとなっているため、パソコン等は応募者が用意してください。

- (5) 本市からの出席者

朝倉市地域包括支援センター業務事業者選定委員6人程度とします。

5. 審査項目並びに審査の視点

審査は、次に掲げる審査項目並びに審査の視点により「地域包括支援センター業務事業者選定委員会」にて応募者の審査を行います。

6. 審査結果の通知

審査結果は、朝倉市地域包括支援センター運営協議会による承認日以降に参加者全員に文書を郵

審査項目		審査の視点
1. 業務の継続性・安定性	法人概要	安定的、継続的に運営が可能か。本業務を行うに適した専門職の確保が可能か
	法人実績	
	人材の確保	
	運営の基本理念	
2. 業務の実効性	開設計画・準備	地域包括支援センターの機能について、総合相談、権利擁護、介護支援専門員支援、介護予防に関するマネジメント及び地域ネットワーク構築等を理解しているか。地域課題に応じた魅力的な提案があるか
	地域包括支援センター運営の基本方針	
3. 業務の管理	情報管理	地域包括支援センターとしての業務実績を適切に管理し、報告ができる体制整備計画があるか
	リスク管理	
4. 見積金額		業務の企画・提案項目に対して提案額（見積額）が相対的に妥当であるか

送し通知します。また、朝倉市ホームページにて公表します。

第6章. スケジュール等

1. 契約までのスケジュール

令和7年10月29日（水） ～11月7日（金）	募集要項・仕様書配布、ホームページ掲載
令和7年10月29日（水） ～11月7日（金）	質問受付 ※質問方法は「第5章 3. 質問方法」を参照
令和7年11月7日（金）	「参加意向表明書」等提出締切 午後5時 朝倉市介護サービス課必着
令和7年11月10日（月）	質問最終回答 ホームページ掲載
令和7年10月29日（水）～ 11月20日（木）	プロポーザル企画書提出期間 11月20日（木）午後5時に朝倉市介護サービス課必着
令和7年11月27日（木） （予定）	プロポーザル審査（ヒアリング） 受託候補者選定

	応募法人によるプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答等
	朝倉市地域包括支援センター運営協議会による承認
地域包括支援センター運営協議会終了後	審査結果通知
	業務内容について協議及び調整
	業務委託決定通知
業務委託決定通知日の翌日から7日以内	契約締結及び契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）の納入、準備期間開始

2. 契約に向けての交渉

企画書の中から最も優れた提案者と契約締結交渉を行います。最も優れた提案者が2者以上ある場合は、審査項目「2. 業務の実効性」の得点が高い者と交渉を行います。また、契約が成立しない場合は、次点の者と交渉を行います。

3. 契約保証金

契約保証金は、朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）の規定に基づき受注者が発注者に納付するものとします。契約保証金の額は、業務委託料の100分の10以上とし、契約締結の時までに納めるものとします。なお、次の各号に記載するもので替えることができます。

- ①契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ②契約による債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行の保証
- ③契約による債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

※②の方法は、銀行の質権設定の手続きに1週間ほどかかるため、事業者から事前に銀行等に確認をすること。

第7章. その他

1. 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

2. 事業開始まで

本市は候補者選定後、受託候補者と細目を協議します。朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）に基づき所定の手続きを経て契約を締結しますが、万が一選定後に受託候補者が辞退し、本市に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求します。

また、令和8年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行ってください。設置準備に係る費用は受託候補者が負担するものとします。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒838-8601

福岡県朝倉市菩提寺412番地2（市役所本庁舎2階）

朝倉市保健福祉部介護サービス課 担当：平田、遠藤

電話：0946-22-1116 FAX：0946-23-1536

E-mail：kaigo-sien@city.asakura.lg.jp